

新型コロナウイルス感染症を克服するための迅速かつ総合的な取組を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生したとされる新型コロナウイルス感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、3月11日には世界保健機関が「制御可能な世界的大流行」期にあると認定するなど、国際的な脅威となっている。

我が国においては、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況で、未だ収束に向けた見通しは立たず、本県においても、県民生活や地域経済への影響が深刻化しつつあり、県民の不安はますます高まっている。

本県としても、この国難ともいふべき事態を受け、国、市町村及び関係機関・団体と十分に連携し、一丸となって、新型コロナウイルス感染症による影響を克服するため全力を尽くす決意である。

については、国においても、新型コロナウイルス感染症の国内感染の拡大防止及び早期収束のために必要なあらゆる公衆衛生上の対策を引き続き講じるとともに、地方の実情を踏まえ、次の事項について必要な措置を講じるよう強く要請する。

- 1 国内感染の状況や対策に関する情報提供及び普及啓発については、国民生活や事業活動に及ぼす負担を最小限に抑え、過度の萎縮を招かない観点から、日々変化する状況に応じ、迅速かつ十分、正確なものとする。
- 2 治療薬やワクチンなど治療法の早期開発・導入に取り組むとともに、マスクや消毒液、防護具等の衛生用品や医療資機材の安定供給体制を速やかに確立し、医療機関や介護施設、子育て支援施設等の現場へ優先度に応じた供給を行うこと。
- 3 学校の一斉臨時休業やイベントの自粛要請等の影響により、地域経済が深刻な状況に陥っていることから、観光・交通・宿泊・飲食・小売・製造・農畜産業・漁業・文化芸術・教育関連をはじめ大幅な減収を強いられる事業者に対して、適切な経営安定対策を早急に講じること。
- 4 国内感染の状況を見極めつつ、地域経済を立て直すため、観光振興対策を含む広範かつ大胆な緊急経済対策を速やかに実施すること。その際、家計支援に関する施策については、資金繰りと地元消費の下支えにとって真に効果的なものとする。
- 5 地方自治体を実施する感染症対策や地域経済対策等のために生じ、又は新たに生じる財政負担については、地方自治体の財政運営に支障を来すことがないように、適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

鳥 取 県 議 会

